

豊橋市新ビジネスチャレンジ応援補助金交付要領

(趣旨)

第1条 この要領は、豊橋市新ビジネスチャレンジ応援補助金の交付に関し、豊橋市新ビジネスチャレンジ応援補助金交付要綱（令和4年4月1日制定。以下、「要綱」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象事業)

第2条 補助対象事業の期間は、以下の開始日を起算日とし、完了日までの期間とする。ただし、補助対象事業が業態転換、オンラインサービスショップ開設・改善の場合であって、補助対象経費の支払日が完了日以後に到来し、完了日までに納品が確認できる場合は、支払日までを補助事業の期間とする。

補助対象事業	開始日	完了日
業態転換	補助対象経費の契約締結日又は発注日のいずれか早い日	業態転換後の店舗等の営業開始日
オンラインサービスショップ開設・改善		一般消費者が取引できる日
クラウドファンディング		対象経費を支払った日（支援金から手数料が差し引かれて入金される場合は、支援金の入金日）

(補助対象経費)

第3条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は要綱第5条に定めるものとし、その細目は別表1に掲げるものとする。

(補助対象外経費)

第4条 申請人が購入や契約する備品等を第三者に転貸している場合又は申請人と支払先の関係が、次の各号のいずれかに該当する場合は補助対象経費とすることができない。

(1) 申請人が個人（個人事業主を含む。）の場合であって次のいずれかに該当する場合

ア 申請人が、支払先の代表取締役又は親会社等（会社法（平成17年法律第86号）第2条第4号の2に規定する親会社等をいう。）である場合

イ 支払先が、申請人の配偶者若しくは一親等内の血族若しくは姻族又は当該配偶者若しくは一親等内の血族若しくは姻族を代表取締役又は親会社等とする法人である場合

(2) 申請人が法人（個人事業主を除く。）の場合であって次のいずれかに該当する場合

ア 支払先が、申請人の代表取締役又は申請者と同じ者を代表取締役とする会社である場合

イ 支払先が、申請人の親会社等又は子会社等（会社法第2条第3号の2に規定する子会社等をいう。）である場合

ウ 支払先が、申請人の代表取締役若しくは親会社等である自然人の配偶者若しくは一親等内の血族若しくは姻族又は当該配偶者若しくは一親等内の血族若しくは姻族を代表取締役若しくは親会社等とする法人である場合

2 経費の支払方法が仮想通貨、クーポン、クレジットカード会社等から付与された特典ポイント、金券、商品券（プレミアム付き商品券を含む）の利用による支払いの場合は補助対象経費とすることができない。

3 その他対象外となる経費の細目は別表2に掲げるものとする。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

別表 1 (第 3 条関係)

補助対象事業		対象経費	内容
業態転換	屋号変更	財又はサービスの生産や提供に必要となり、店舗等内(※1)に設置する、1設備・備品(※2)あたり10万円以上の設備・備品の購入又はリース(※3)に要する費用	対象となる主な経費例 (日本標準産業分類の大分類別に表示) 【I卸売業、小売業】 ・小売店の商品陳列棚、ワインクーラー、冷蔵ケース等 ・小売店(製造)の3Dプリンター、製造設備等 【L学術研究、専門・技術サービス業】 ・写真館の業務用カメラ等 【M宿泊業、飲食サービス業】 ・ホテルのベッド、厨房設備等 ・飲食店の厨房設備等 ・キッチンカーの車両・厨房設備等 【N生活関連サービス業、娯楽業】 ・理美容店のカット椅子等 ・フィットネスクラブのフィットネス設備等 【O教育、学習支援業】 ・料理教室の厨房設備等 ・DIY教室の工作設備等 【Rサービス業(他に分類されないもの)】 ・自動車整備店の整備設備等
	区分営業		
	新店進出		
<p>(※1) 店舗等の構造や許認可取得の状況等により、その店舗等内に設置することが困難である場合は、その理由の分かる客観的な資料(建物平面図等)を提出することにより、店舗等外への設置を認めるものとする。</p> <p>(※2) 1設備・備品とは、その設備・備品単体で単一機能を果たすものをいう。また、オーダーメイド、オリジナル商品やそれらを集約した一式の商品の場合は、それぞれの設備・備品が物理的に接続されることで、機能を果たすものをいう。その際は、商品の型番が分かる見積書、料金体系の分かる書類を別途提出すること。</p> <p>(※3) リースの方法で支払いを行う場合は、設備・備品の「物件金額」の分かるリース契約書等の資料を別途提出すること。</p>			

<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">オンラインサービスショップ開設・改善</p>	<p>インターネット上で一般消費者向けに商品の販売を行うウェブサイト（以下「ECサイト」という。）の開設・改善費用又はインターネット上で一般消費者向けにサービスの提供を行うウェブサイト（以下「オンラインサービス」という。）の開設・改善費用</p>	<p>（１）ECサイトの開設・改善又はオンラインサービスの開設・改善提供に係る以下ア～ウの取組に係る費用 （※４）</p> <p>ア 国内のショッピングモール出店のための初期登録費用（１つの取組につき１つのショッピングモールに限る。）</p> <p>イ ショッピングカート（商品を買入物カゴに入れる機能）又はパッケージ（プラン）導入に係る初期登録・改善費用（１つの取組につき１つのショッピングカートに限る。）</p> <p>ウ オンラインサービスの提供に係る動画、コンテンツ作成、ライセンス取得に係る初期・改善費用又はパッケージシステム導入に係る初期・改善費用 （１つの取組につき１つのオンラインサービスに限る。）</p> <p>（２）（１）を伴う開設・改善構築に係る以下の費用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・CMS等のECサイトを運用するためのアプリケーションの利用にかかる経費 ・ドメイン取得費用 ・SSLサーバー証明書発行料 ・サイトデザイン作成費用 ・レスポンス対応費用 ・運用マニュアル作成費用 ・アプリ開発費用 ・顧客管理システム構築費用
<p>（※４） 1事業者につき申請できる事業はア～ウのうち1つの取組のみとする。</p>		

（用語の説明）

- ・CMSとは、「コンテンツ・マネジメント・システム」ウェブサイトのコンテンツを構成するテキストや画像、デザインなどを一元的に保存・管理するシステムをいう。
- ・ドメインとは、インターネット上のネットワークにおいて、同一の資源を共有するコンピュータのグループを認識するための識別子をいう。
- ・SSLサーバー証明書とは、「Secure Sockets Layer」のことでウェブサイトの「運営者の実在性を確認」し、ブラウザとウェブサーバー間で「通信データの暗号化」を行うための認証局から発行される電子証明をいう。

- ・レスポンシブ対応とは、パソコン、スマートフォン、タブレット等での閲覧時にそれぞれの画面サイズに合わせて適正な表示にすることをいう。

別表2（第4条第3項関係）

補助対象事業	その他対象外となる経費
共通	・ 消耗品の購入費
	・ FC加盟料等のサービス品
	・ 食材等の原材料費
	・ 不動産賃貸料及び敷金
	・ リースに付随する保険料
	・ 送料、配送料、振込にかかる手数料
	・ チラシやメニュー表を作成するためのプリンターやそのインクや紙等
	・ 汎用性があり目的外使用になり得る以下の経費 パソコン、車輛、オフィス家具、待合・商談用家具、金庫、書籍、カメラ、ウェブカメラ、マイク、Wi-Fi 設備、スマートフォン、タブレット端末、家庭用プリンター、エアコン等
業態転換（屋号変更・区分営業・新店進出）	・ 「財又はサービスの生産や提供」に直接かかわらない以下の経費 【会計】 注文用タッチパネル、レジ・キャッシュレスシステム、券売機等 【その他店舗等管理等】 掃除機、電話機、従業員用ロッカー、空気清浄機、網戸、ユニフォーム、ゴミ箱、傘立て、監視カメラ、台車、設備倉庫等
	・ サービスの提供にあたるが店舗等外で設置・使用する以下の経費 イベント用テント、営業車両、重機、デリバリー車両、タクシー、介護タクシー、福祉送迎車両等
	・ 設備・備品の設置又は作成に係る工賃
	・ 自作した設備・備品に係る経費（ただし、設備・備品を構成する部品が10万円以上する場合は、その部品について対象と認める。）
	・ 対象経費が商品そのものとなるもの（小売業の商品、物品賃貸業のレンタル備品、貸家業のアパートの設備等）※ただし貸間業のうち、リーススペースではなく、特定の用途に限定したスペースとして設置し、使用される設備・備品であれば対象とする。
	・ 他の事業者と共同して使用する厨房に設置する厨房機器など、申請者となる事業者以外の者が使用しうる環境に設置される設備・備品

開設・改善 オンラインサービスショップ	<ul style="list-style-type: none"> ・システム利用に係る月額利用料等のランニングコスト (月額利用料金を年払いとして一括で支払った場合も対象外)
	<ul style="list-style-type: none"> ・予約サイト、情報サイトへの登録料(食ベログ、ホットペッパービューティ、SUMO等)
	<p>「財又はサービスの生産や提供」に直接かかわらない、予約システム、発注在庫管理システム等の構築費及びバナー広告料、SEO対策費、競合調査費等の販売促進に要する費用</p>
	<ul style="list-style-type: none"> ・オンラインサービスショップで販売する商品の製造や保管、梱包に伴う費用
	<ul style="list-style-type: none"> ・オンラインサービスショップ開設に係るシステムテスト費用
	<ul style="list-style-type: none"> ・既にショッピングモールに出店している者が、新たに別のショッピングモールへ出店する際に必要となる費用
	<ul style="list-style-type: none"> ・既にオンラインサービスショップを開設している者が行う改善の場合で、既存サイトから改善する内容が不明確である費用
クラウドファンディング	<ul style="list-style-type: none"> ・プロジェクトを成功させるために専門家等へ依頼する以下の業務によってかかる費用 <ol style="list-style-type: none"> (1) 掲載文章、広報文章の作成 (2) 返礼品の写真やページ内に掲載する写真・動画の撮影・編集 (3) 返礼品やページ内のデザインの作成 (4) 事業・経営計画、ブランディング戦略といったマーケティング (5) 広告掲載・運用代行

(用語の説明)

・SEOとは、「Search Engine Optimization」検索エンジン最適化といい、作成するウェブサイトを検索結果の上位に表示させ、サイトへの訪問者の流入を増やすことをいう。